

株式の分割に関する基準日設定公告

2019年6月14日

株主各位

鹿児島県鹿児島市加治屋町12番11号
ソフトマックス株式会社
代表取締役社長 永里 義夫

当社は、2019年6月7日の取締役会において、2019年7月1日をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2019年6月30日（同日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には2019年6月28日）と定めましたので、公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年7月1日をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を6,446,000株から19,338,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 2019年7月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）